

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚																																			
発生日時	令和7年5月1日 15時30分頃																																			
発生場所	香川県直島町向島南東岸 直島港本村防波堤灯台から真方位 $042^{\circ} 980\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 28.0'$ 東経 $134^{\circ} 00.4'$)																																			
事故の概要	漁船金谷丸は、揚網中に絡網した後、風に圧流されて岩場に乗り揚げた。																																			
事故調査の経過	令和7年6月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済																																			
事実情報																																				
船種船名、総トン数	漁船 金谷丸、0.9トン																																			
船舶番号、船舶所有者等	K A 3-32198（漁船登録番号）、個人所有																																			
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定																																			
負傷者	なし																																			
損傷	船底外板に破口等																																			
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約 6 m/s (最大風速瞬間風速 約 8.5 m/s)、視界 良好</p> <p>事故発生場所の西北西方約 3.1 海里 (M) にある玉野地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 時刻</th> <th>平均</th> <th>最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:00</td> <td>6.4</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>12:30</td> <td>5.8</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>3.4</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>3.1</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>4.7</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>15:20</td> <td>4.8</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>15:30</td> <td>4.4</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>15:40</td> <td>5.3</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>15:50</td> <td>5.4</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>6.0</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：波高 約 1.5 m 波向 南、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約 118 cm (宮ノ浦 (直島))、潮流 東北東流約 0.9 ノット (kn)</p> <p>香川県には、5月1日 15時30分に強風及び波浪注意報が発表されていた。</p>	項目 時刻	平均	最大瞬間	風速 (m/s)		12:00	6.4	7.9	12:30	5.8	7.2	13:00	3.4	5.6	14:00	3.1	4.6	15:00	4.7	6.2	15:20	4.8	9.5	15:30	4.4	7.5	15:40	5.3	8.8	15:50	5.4	8.3	16:00	6.0	8.8
項目 時刻	平均		最大瞬間																																	
	風速 (m/s)																																			
12:00	6.4	7.9																																		
12:30	5.8	7.2																																		
13:00	3.4	5.6																																		
14:00	3.1	4.6																																		
15:00	4.7	6.2																																		
15:20	4.8	9.5																																		
15:30	4.4	7.5																																		
15:40	5.3	8.8																																		
15:50	5.4	8.3																																		
16:00	6.0	8.8																																		

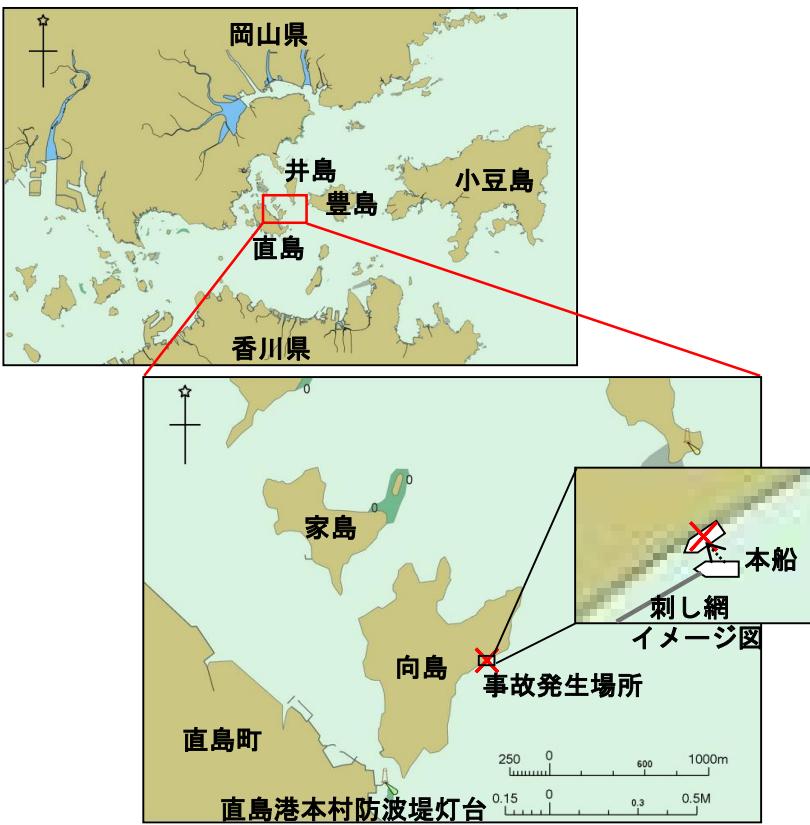
事故の経過	<p>本船（船内機船）は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、直島町直島の定係地を出航し、向島南東岸沖の漁場に到着した。船長は、波は高かったが、南風が約6m/sとそれほど強くなかったので、刺し網漁を行うこととした。</p> <p>船長は、北東から南西にかけて沿岸約3～5m沖の水深約3～5mの場所に投入していた刺し網（以下「本件刺し網」という。）を北東端から揚げ始めた。</p> <p>本船は、船長が中央部で操船に当たり、船首を西方に向けて主機を中立とし、左舷船首部のネットローラーで本件刺し網を巻き揚げながら、約2knの対地速力で南西進した。</p> <p>本船は、突然強くなった南風を受け、船首が南西方を向いた状態となつた。また、高い波により上下動を繰り返していた。</p> <p>船長は、右舷方の向島南東岸付近の岩場（以下「本件岩場」という。）に接近したので、船首を西方に向けようとして、左舵を取って船尾部付近の海面を確認せずに主機を後進としたところ、本件刺し網がプロペラに絡まり、本船は、操縦不能となつた。</p> <p>本船は、船長が本件岩場に降りて本船を沖側に押したものの、南風により圧流されて本件岩場に乗り揚げた。（図1参照）</p> 
-------	---

図1 事故発生場所概略図

船長は、携帯電話で救援を求めるとともに本事故の発生を海上保安庁に通報した。

船長は、来援した漁船で救助され、本船は、サルベージ会社の小型

	<p>船にえい航され、定係地に戻った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.5mであった。</p> <p>船長は、主機を後進としたときに本件刺し網がプロペラに絡まつたので、本事故当時、本件刺し網が、高い波による上下動で本船が動搖するとともに浮上し、本船の船尾付近の海面に漂う状態になったと推測した。</p> <p>船長は、ふだん気象予報を見る習慣がなかったので、本事故時、強風及び波浪注意報が発表されていたことを知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、強風及び波浪注意報が発表された状況下、揚網中、突然強くなった南風により本件岩場に向けて圧流され、船長が圧流を止めるために主機を後進としたことから、本件刺し網がプロペラに絡まって操縦不能となり、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん気象予報を見る習慣がなかったことから、強風及び波浪注意報が発表されていることを知らず、また、風速約6m/sとそれほど強い風ではなかったことから、本件刺し網を揚げ始めたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が本件岩場に接近していたことから、操船に注意を向け、本件刺し網が漂っていた船尾部付近の海面を確認していなかったものと考えられる。</p> <p>本件刺し網は、高い波により本船が上下動を繰り返しながら浮上し、その一部が本船の船尾付近に漂っていたことから、回転していたプロペラに絡ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風及び波浪注意報が発表された状況下、揚網中、突然強くなった南風により本件岩場に向けて圧流された際、船長が本件刺し網が船尾部付近に漂っている状況を確認しないまま主機を後進としたため、本件刺し網がプロペラに絡まって操縦不能となり、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型漁船の船長は、揚網中に主機を使用する場合、船体の位置によって網をプロペラに絡めて操縦不能となる可能性があるので、網の位置に注意すること。 ・小型漁船の船長は、沿岸部に接近して操業する場合は、風波によって自船が陸岸に圧流されることに常に注意を払うこと。 ・小型漁船の船長は、操業に当たり、あらかじめ気象海象情報を適切に入手し、その影響を勘案の上、揚網等作業の可否を慎重に判断し、揚網方法等を検討すること。